

【参考】

認定申請に関する留意事項について

松本市生活福祉課

1 認定申請窓口について

県内における認定は、県知事又は中核市の長等が行うことになります。

事業所の経営地が松本市・長野市内にある場合は経営地のある市に、松本市・長野市以外にある場合は県に申請を行います。

※例えば松本市外で生産された農産物を松本市内の事業所で加工・販売している場合には、当該事業の経営を行っている松本市が事業所の所在地となりますので、松本市に申請を行います。

認定申請の窓口は以下のとおりです。あらかじめ電話等でご相談の上、窓口まで郵送またはご持参により申請いただきますようお願いします。

【松本市 申請窓口】

松本市	〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市健康福祉部 生活福祉課生活福祉担当 電話：0263-34-3211（直通） FAX：0263-36-9119 メールアドレス：s-seiho@city.matsumoto.lg.jp
-----	--

【県 申請窓口】

※長野県への認定申請について、基本的な申請書類等は市と同様ですが、詳細は県の窓口へお問い合わせください。

長野県	〒380-8570 長野市南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部地域福祉課自立支援・援護係 電話：026-235-7094（直通） FAX：026-235-7172 メールアドレス：chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp
-----	---

2 申請書等の記載方法、添付書類について

申請書・誓約書の記載にあたっては、別添の記入例をご参照ください。

添付書類については以下の点に留意してください。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については(5)のみの添付で可とします。

添 付 書 類	
(1)	就労訓練を行う建物等の平面図及び写真 ・写真は事業所の外観や就労訓練等が行われる場所
(2)	事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類（参考様式参照）
(3)	貸借対照表、収支計算書及び予算書などの申請者の財政的基盤に関する書類 ・直近の貸借対照表又は収支計算書の写し（原本証明要）

(4) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
(5) 誓約書（様式第1号） ※記入例をご参照ください。
(6) その他 松本市長が必要と認める書類 ・事業所のパンフレット等 ※その他必要がある場合は、個別に指示します。

注 添付書類中、（原本証明要）となっている書類については、下記記載例を参考に、原本証明を行うこと。

原本証明記載例

<p>この写しは、原本に相違ありません。</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p>

3 認定情報の公開

市は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業者に関する情報を記載し管理するとともに、長野県ともそれぞれ認定した認定就労訓練事業者に関する情報を共有し、市ホームページ等で認定情報等を公開します。

4 市町村が就労訓練事業を行う場合

市町村が認定就労訓練事業を行う場合は、登記事項証明書、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表・収支計算書など財政的基盤に関する書類、役員名簿などの書類の添付を省略することができますので、お問い合わせください。

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

申請日を記入

令和 年 月 日

(宛先) 松本市長

押印不要

申請者 { 主たる事業所の所在地 ○○市△△1-2-3
 名称 社会福祉法人 ■■■■
 代表者の職・氏名 理事長 松本 太郎

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ) シャカイクシホウジン ■■■■ 社会福祉法人 ■■■■			
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 (〒123-0000) ○○市△△△1-2-3			
		電話番号	0000-00-0000	FAX番号	0000-00-0000
	法人の種別	社会福祉法人	法人所轄庁	長野県	
	代表者の氏名	(フリガナ) マツモト タロウ 松本 太郎			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ) シャカイクシホウジン ■■■■ ●●ジギョウシヨ 社会福祉法人■■■■ ●●事業所			
	所在地及び連絡先	郵便番号 (〒123-0000) ○○市△△△4-5-6			
		電話番号	0000-00-0000	FAX番号	清掃作業や農耕作業等のように、活動範囲が複数の自治対区域にまたがる場合は、就労訓練事業が行われる事業所の所在地を管轄する自治体（県又は松本市）に申請してください。
	責任者の氏名	(フリガナ) マツモト ジロウ 松本 次郎			
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数	5名			
	内容	法人が管理する農地（○○市）での農耕作業を行い、上記の事業所で収穫物の加工・販売を行う			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者(※)の氏名	(フリガナ) マツモト ジロウ 松本 次郎 特段の資格要件はありませんが、人事・労務管理やキャリアコンサルティングについて一定の知識を持っている者が望ましいとされています。			

(※) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 2 号イに規定する責任者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発第 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。